

## (記入例2) 退職等により、残りの税額を一括徴収し、納入する場合

【注】外国人従業員が出国される場合、出国後の市県民税の納税が困難となります。12月までに出国される場合についても、可能な限り最後の給与や退職金より一括徴収していただくようご協力をお願いします。1月以降については、一括徴収が義務付けられています。

### 申告にかかる給与所得者異動届出書

申告書に記入してください。  
そのため、丁寧に記入してください。

事業所の法人番号、個人事業主の場合はマイナンバーを記入してください。

異動届の内容について  
応答できる担当者の情報を記入してください。

マイナンバー、またはフリガナと生年月日で個人を判別しているため必ず記入してください。

課税されている高岡市の住所を記入してください。

令和5年11月1日	フリガナ	ヤマダ ジロウ	所在地	〒933-8601 高岡市広小路7-50												事業年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
	氏名	山田 次郎	名称	(株)高岡商事												特別徴収義務者 指定番号	0000123456			
	生年月日	元号 年 月 日 S 39 . 12 . 12 例) S:昭和 H:平成	個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	所属	経理係		
	マイナンバー	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2														氏名	高岡 花子			
	受給者番号															担連 当務 発生	1234-56-7890 (内線 1234)			
	1月1日 現在の住所	高岡市本丸町1-7												退職等の異動が発生した 年月日を記入してください。	異動後の未徴収 税額の徴収方法					
	異動後の 住所													令和 年 月 日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	120000												(イ) 徴収済額	6 月から 11 月まで 10 月まで 5 月まで			
																(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	50000 円 70000 円			
																異動 年月	令和 5 年 11 月 20 日			
																事由・理由	1. 退職 2. 転勤 3. 転居 4. 死亡 5. 少額 6. 合併 7. その他			
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	新規												新しい勤務先で、月割額 _____ 円を ____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入します。 ※転勤の場合、新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	受給者番号					
	所在地	〒												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要					
	フリガナ													連絡先 電話						
	氏名又は名称													内線						
2. 一括徴収の場合	1. 異動が6月1日から12月31日までの間で、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日	11 月 25 日												徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	70000 円				
																左記の一括徴収した税額は、 11 月分 (翌月10日納入期限分)				
3. 普通徴収の場合	1. 異動が6月1日から12月31日までの間で、一括徴収の申出がないため 2. 1月1日から5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 3. 死亡による退職であるため	最終の天引きする金額 (1か 月分+上乗せする金額) を記 入してください。													一括徴収した税額を何月分と して納入するかを必ず記入し てください。					